

訪問系及び相談系サービスの
指導方針

福岡市福祉局障がい者部障がい福祉課

令和6年8月

目次

令和6年度の指導方針等について	1
1 集団指導（全サービス提供事業所対象）	1
2 運営指導（実地指導）（全サービス提供事業所対象）	1
3 令和5年度運営指導及び監査の状況（訪問系サービス、特定相談支援事業所分）	2
4 令和6年度運営指導の予定（訪問系サービス、特定相談支援事業所分）	6

令和6年度の指導方針等について

1 集団指導

集団指導は、指導の対象となる障がい福祉サービス事業所及び障がい者支援施設、特定及び一般相談支援事業所（以下「障がい福祉サービス事業所等」という。）に対し、自立支援給付及び地域生活支援事業の対象サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正内容、過去の指導事例等に基づく指導内容に応じ選定して行うもので、福岡市はオンラインの活用（動画の配信及びホームページへの資料掲示）により実施しています。

○開催時期

基本は、年1回、8月に行います。大幅な制度改正、報酬改定等がある場合には、別途臨時で開催する場合があります。

○対象事業所

すべての障がい福祉サービス事業所等を対象とします。地域生活支援事業のうち、移動支援、日中一時支援の事業所も対象としています。臨時開催分については、内容により選定します。

○通知方法

全サービス提供事業所に対し、電子メールで開催通知を送付するとともに、福岡市のホームページに開催のお知らせを掲載します。

○受講及び報告

受講に際しては、全サービス提供事業所は配信動画を視聴するとともに、福岡市のホームページから資料をダウンロードし、熟読する必要があります。そして、所定の様式により、受講した旨を本市へ報告する必要があります。

2 運営指導（実地指導）

障がい福祉サービス事業者等には事前に「自己点検表」を作成していただき、市はこれに基づいて関係書類を閲覧し、管理者等の関係者と面談して、指定基準や報酬告示の遵守状況について、実地にて指導します。

○対象事業所

事業開始後運営指導を行っていない事業所、その他運営指導を行うことが適当と認められる事業所を選定して実施します。

○実施の通知

事前に、運営指導の根拠規定、実施日、場所、指導担当者、準備すべき書面等を記載した実施通知を交付します。概ね2週間前には通知する予定ですが、**実施日の当日に連絡し、抜き打ち的に運営指導等を行う場合もあります。**

○指導結果の通知

当日口頭で改善が必要な内容を指摘し、後日文書により指導結果を通知します。

○改善報告書の提出

文書により指摘した場合は、指導結果通知後 30 日以内に、改善報告書の提出を求めます。

なお、給付費の算定誤りにより過誤申立てを指導した場合は、介護給付費等に関する請求誤り結果報告書と過誤申立書の提出も求めます。

3 令和 5 年度運営指導及び監査の状況

(1) 実施事業所数

- ・訪問系サービス事業所 20 事業所（内訳：運営指導 16 件、監査 4 件）
- ・特定相談支援事業所 19 事業所（内訳：運営指導 14 件、監査 5 件）

(2) 指摘数（運営指導のみ掲載）

- ・訪問系サービス事業所 文書指摘延べ 34 件、口頭指摘延べ 32 件
- ・特定相談支援事業所 文書指摘延べ 63 件、口頭指摘延べ 62 件

(3) 過去の運営指導における指摘の具体例（★は報酬の返還につながるもの）

① 訪問系サービス事業所関係

○人員に関する基準（主なもの）

ア) 従業者の員数等

- ・常勤換算 2.5 を満たしていない事例

★無資格の従業者により、サービスを提供させていた事例

※無資格者が、有資格者とともにサービスの一部を提供することも認められない。

★喀痰吸引及び経管栄養の支援を行うにあたっては、県から「認定特定行為業務従事者認定証」を交付された者が行う必要があるが、交付を受けていない者が行っていた事例

イ) 変更届

- ・管理者、サービス提供責任者等の変更について、変更届が提出されていない事例

○運営に関する基準（主なもの）

ア) 内容及び手続の説明及び同意

- ・契約書、重要事項説明書等について、書面の日付や緊急連絡先が未記入となっている事例
- ・書面による契約書、重要事項説明書等について、事業者代表者印や利用者印の押印がされていない事例
- ・契約書、重要事項説明書で実施するサービス内容に、指定を受けていないものまで記載している事例

イ) 心身の状況等の把握

- ・居宅介護計画等、移動支援の個別支援計画の作成にあたり、アセスメントに係る記録が作成されていない事例

ウ) サービスの提供の記録

- ・サービス提供記録をサービス提供の都度作成せず、後日一括して作成している事例
- ・同行援護、通院介助等、移動支援の記録が時系列に記載されておらず、目的地、移動経過、移動手段、控除時間等が確認できない事例
- ・サービス実施記録及びサービス提供実績記録に、利用者の確認を受けていない事例
- ・喀痰吸引を行っているにもかかわらず、記録に残していない事例

エ) 介護給付費等の額に係る通知等

- ・代理受領通知を交付していない事例

オ) 居宅介護計画等の作成

- ・居宅介護計画等未作成のまま、週間計画などによりサービス提供を行っている事例
- ・居宅介護計画等の作成をサービス提供責任者以外の者が行っている事例
- ・計画相談支援事業所から「サービス等利用計画」を取り寄せないまま、「サービス等利用計画案」だけで個別支援計画を作成している事例
- ・長期間にわたり、居宅介護計画の見直し（モニタリング）が行われていない事例
- ・行動援護において、「支援計画シート及び支援手順書兼記録用紙」（以下「支援計画シート等」という。）の内容が不十分なうえ、「行動援護計画」が別立てで作成されていなかった事例

カ) 運営規程

- ・虐待の防止のための措置に関する事項（①虐待の防止に関する責任者の選定、②成年後見制度の利用支援、③苦情解決体制の整備、④従業者に対する研修の実施、⑤虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置等）が定められていない事例

キ) 勤務体制の確保

- ・障がい福祉サービス事業者は、労働基準法等の労働法規を遵守しなければならないが、従業者に長時間連続したサービスを提供させ、休憩時間を適切に与えていなかった事例

ク) 身体拘束の禁止

- ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催及びその結果を従業者へ周知徹底すること、身体拘束等の適正化のための指針の整備を行っていない事例

ケ) 虐待の防止

- ・虐待防止委員会の設置や開催及びその結果の従業者への周知徹底、研修の実施、虐待防止担当者の配置等を行っていない事例

○報酬の算定に関する事項（主なもの）

ア) 関係書類の不一致

- ・サービス実施記録とサービス提供実績記録について、両者のサービス提供時間が一致しておらず、正しい提供時間が不明な事例

イ) 控除

- ★病院受診時、診察室内にいる時間を控除していなかった事例
- ★通院等介助において、自動車を運転して利用者を乗せて通院させていたが、運転中の時間を控除せずに報酬算定していた事例
- ★移動支援において、絵画教室等で直接的な支援をしていない時間があるにもかかわらず、控除せずに報酬を請求した事例

ウ) 報酬算定

- ★居宅介護の同一敷地内建物減算の対象となるものを減算していない事例
- ★単なる見守りなど身体介護でないサービスであるにもかかわらず、報酬算定していた事例

エ) 特定事業所加算

- ・サービス提供前に行う利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項の文書等による伝達について、前回のサービス提供時の状況など必要な事項の伝達を、確実にサービス提供責任者から従業者へ行わなければならないにも関わらず、実施でき

ていなかった事例

- ★加算の認定時から従業者が変更となり、従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が 100 分の 30 以上であることなどの人材要件から外れてしまっているにもかかわらず、加算を算定していた事例

②特定相談支援事業所関係（★は報酬の返還につながるもの）

○人員に関する基準（主なもの）

ア) 変更の届出

- ・管理者や相談支援専門員等が変更されているにもかかわらず、変更届を提出していない事例
- ・事業所の電話番号が変わったにもかかわらず、利用者にも他の事業所にも教えず、市へ変更届の提出も怠っている事例
- ・主たる事務所の所在地を変更したにもかかわらず、変更届を提出していない事例

○運営に関する基準（主なもの）

ア) 内容及び手続きの説明及び同意

- ・契約書、重要事項説明書等について、書面の日付、契約期間が未記入となっている事例
- ・書面による契約書、重要事項説明書等について、事業者代表者印や利用者印の押印がなされていない事例
- ・重要事項説明書の内容が、市への届出の内容と異なっている事例
- ・契約をしていないにもかかわらず、契約内容報告書を区へ提出している事例

イ) 契約内容の報告

- ・契約が成立及び終了した利用者について、区役所へ契約内容報告書が提出されていない事例

ウ) 計画相談支援給付費の額に係る通知等

- ・法定代理受領通知を交付していない事例

エ) 指定計画相談支援の具体的取扱方針

- ・サービス等利用計画及び計画案に利用者の同意を得ていない事例

オ) 秘密保持等

- ・従業者又は従業者であった者が、事業者が無断で、利用者又は利用者の家族の個人情報記載された文書を外部へ持ち出し、その結果、一部を紛失した恐れのある事例
- ・利用者及びその家族から、個人情報使用同意書を徴していない事例

カ) 虐待の防止

- ・虐待の防止のための措置について運営規程への明記がない事例
- ・虐待防止委員会の設置や開催、研修の実施、虐待防止担当者の配置等が行われていない事例

キ) 記録の整備

- ・モニタリングの実施場所が記載されていない事例
- ・モニタリング報告書、担当者会議録、サービス提供時モニタリング実施記録等の支援記録が作成されていない事例
- ・利用者に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から 5 年間保存しなければならないが、契約書、重要事項説明書、個人情報使用同意書が保存されていなかった事例
- ・利用申込に関して、利用受付簿が作成されていない事例

○報酬の算定に関する事項（主なもの）

ア) 加算

- ★行動障害支援体制加算を算定するためには常勤の相談支援専門員を配置する必要があるが、当該相談支援専門員が非常勤となったにもかかわらず、加算を算定し続けている事例
- ★集中支援加算について、月に2回以上利用者の居宅を訪問していないにもかかわらず、加算を算定している事例
- ★集中支援加算について、福祉サービス等の担当者を招集して会議を開催する必要があるにもかかわらず、利用者及び家族のみを招集し、加算を算定している事例
- ★サービス提供時モニタリング加算について、サービスを提供する事業所又は提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認し、確認結果の記録を作成する必要があるが、当該記録を作成せず、加算を算定していた事例
- ★サービス担当者会議実施加算について、担当者会議の記録がないにもかかわらず、加算を算定していた事例

イ) サービス利用支援費

- ★サービス等利用計画案及びサービス等利用計画について、利用者又はその家族に対し説明せず、文書による利用者等の同意を得ないまま、サービス利用支援費を請求している事例
- ★サービス利用支援の流れの中で、サービス担当者会議を開催し、サービス提供担当者への説明や専門的な意見の聴取を行わなければならないが、開催しないままサービス等利用計画を作成し、サービス利用支援費を請求している事例
- ・サービス利用支援費の請求において、サービス提供月を、サービス等利用計画に利用者から同意を得た日の属する月ではなく、支給決定日の属する月にしていた事例

ウ) 継続サービス利用支援費

- ★モニタリングの結果、サービス内容の更新や変更を行った際、継続サービス利用支援費とサービス利用支援費の両方を請求している事例
- ★継続サービス利用支援費で請求すべきものが、サービス利用支援費で請求された事例

エ) 機能強化型

- ★機能強化型（継続）サービス利用支援費について、現任研修を修了した相談支援専門員が常勤専従ではなく非常勤兼務だったにもかかわらず、報酬算定をしていた事例

4 令和6年度運営指導の予定（訪問系サービス、特定相談支援事業所分）

（1）実施期間

令和6年7月頃～

（2）計画数

- ・訪問系サービス事業所： 30 程度
- ・特定相談支援事業所： 38 程度

（3）重点項目

①訪問系サービス事業所

- ・過去の運営指導の結果、文書により指導を行った項目を重点項目とします。
- ・特定事業所加算を取得している事業所に対しては、体制要件、人材要件を継続して満たしているか確認を行います。

②特定相談支援事業所

- ・過去の運営指導の結果、文書により指導を行った項目を重点項目とします。
- ・サービス等利用計画案の記載内容が十分なものか確認を行います。
- ・機能強化型（継続）サービス利用支援費を算定している事業所に対しては、体制要件、人材要件を継続して満たしているか確認を行います。
- ・集中支援加算やサービス提供時モニタリング加算、サービス担当者会議実施加算等を算定している場合は、加算の算定要件を満たしているか確認を行います。

事務の間違いや不正を未然に防ぐためにも、書類等の作成・保管は適切に行ってください。

運営指導の有無にかかわらず、年1回は「自己点検表」を作成し、指定基準や報酬算定の確認に活用してください。自己点検表は、福岡市ホームページに掲載しています。

福岡市ホーム>健康・医療・福祉>福祉・障がい者>福祉事業者に関すること>事業者向けの情報（障がい福祉サービス、地域生活支援事業等）>事業者向け（障がい福祉サービス等）

→5 自己点検表、事業所運営にかかる届出・報告等の各種様式